家畜保健衛生だより

令和2年度 第4号

蜜蜂の腐そ病検査の中止について

日頃から、当所業務にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。 さて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、県においても人 と人との接触機会を低減し、感染爆発を回避すべく業務を見直し、<u>当面の間、</u> <u>蜜蜂の腐そ病検査を中止</u>することといたしました。ただし、<u>県外に蜂群を移動</u> させる等、必要な場合には検査を実施いたします。

なお、蜜蜂が大量に死亡するなど、蜂群に異常が見られ、<u>伝染病が疑われる場合には検診を実施します。</u>なお、下の表に主な蜜蜂の伝染病について示しましたので、<u>蜂群の観察を徹底され、蜜蜂が伝染病に感染した疑いがある場合は、速やかに当家畜保健衛生所まで御連絡ください。</u>

(主な蜜蜂の伝染病)

種類	疾病名	原因	特徵
家畜伝染病	腐蛆病	細菌	蜂児(蛹、幼虫)を侵す細菌感染症で、アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病の2種類があります。蜂児が死亡し腐ります。独特の強い臭いを発することもあります。
届出伝染病	バロア病	ダニ	ダニの吸血により、蜂児が死んだり、羽根が縮れる等の 奇形蜂が発生します。
	チョーク病	カビ	感染死した蜂児が白色~黒褐色ミイラ化します。
	ノゼマ病	原虫	原虫が成虫の消化管で増殖し、腹部膨満、飛翔不能となることがあります。
	アカリンダニ症	ダニ	ダニが成虫の気管に寄生し、重度に感染すると飛翔不能 や越冬期の蜂数の激減がみられる場合があります。

日頃の蜂群の管理になお一層ご留意いただき、蜂群を健康に保ち、伝染病の 発生予防及びまん延防止に努めてください。

なお、業務の見直しは「新型コロナウイルス感染症の拡大防止向けた県の基本方針」で定める期間(5月1日現在、8月31日までとなっています。)を対象とし、その期間に予定していた検査を、今年度は中止とします。

※ご不明な点等ございましたら家畜保健衛生所までお問い合わせください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658

電話:(046)238-9111 ファクシミリ:(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話: (045) 934-2378 ファクシミリ: (045) 934-5432